洲本市農業委員会だより

NEWS

令和８年10月発行

農地パトロール強化月間（9月～10月）実施中！







農地パトロール出発式

令和８年８月21日㈮、洲本市役所１階ロビーにて、農地パトロール出発式が行われました。 9月１日㈫、安乎地区からスタートし、地区内の農地を確認しました。今年も9月上旬から10月下旬にかけて市内全域の農地を見回っていきます。

農地の適正利用に向けて、これからも現地調査を進めていきます。調査の際には農地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願い致します。

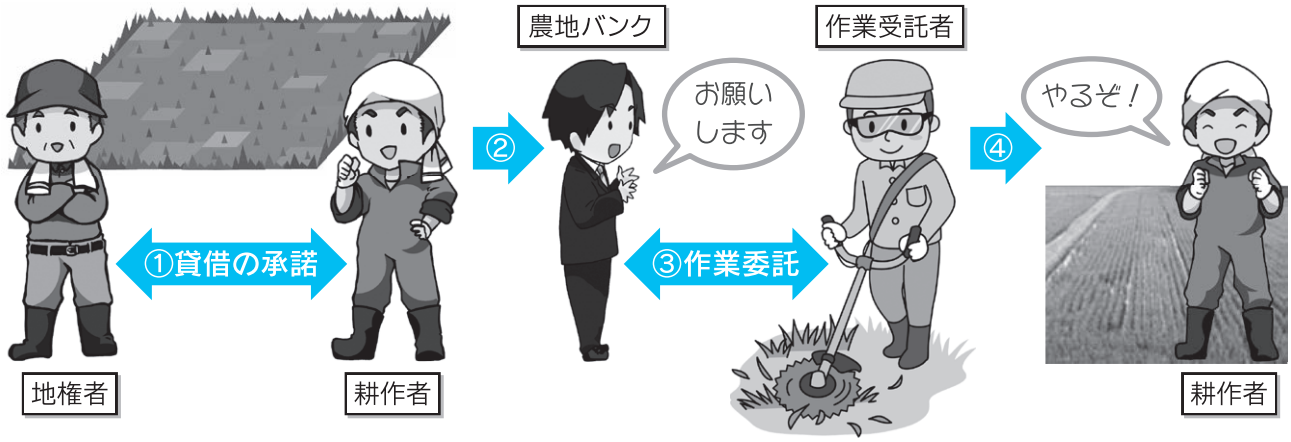
遊休農地でお悩みの方必見！

「遊休農地解消緊急対策事業」のご案内



そのお悩み「農地バンク」が支援します！

事業の流れ



地権者は耕作者の確保、 耕作者は地権者に貸借の了承を 得るなどして、農業委員会か 農地バンクに相談	農地バンクが 地権者から農地を借りた後、 遊休農地を解消	解消後、 農地バンクを介して 耕作者に農地を貸付

事業内容

○対象農地：地域計画の区域内であって、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地で、簡易な整備により解消可能な遊休農地（緑区分の1号遊休農地）。

○要　　件：●農地バンクを介して10年以上農地を貸借し、耕作を継続すること。
●借り受ける耕作者が遊休農地の所有者自身でないこと。
●これまでにこの事業を使って遊休農地を解消したことがない農地であること。

○対象となる作業内容：草刈り、除礫、抜根（新植、改植された樹木を除く）、耕起・整地等

○解消費用：43,000円/10aを上限に費用を農地バンクが負担し、作業委託により解消します。

※中山間直接支払交付金や多面的支払交付金の交付対象面積に含まれる農地は、当該事業の対象外です。

公益社団法人ひょうご農林機構

令和７年度 農地法申請等審議状況

	件数	面積（ha）
農地法３条許可申請 （農地の権利移転・設定）	81	16.3
農地法４条許可申請（農地転用）	6	0.3
農地法５条許可申請 （農地転用のための権利移転・設定）	29	3.4
中間管理機構による申請 （農地の貸し借り）	89	29.9
非農地証明願	44	8.5
農地法施行規則第29条第１号の確認証明願 （200㎡未満の農業用施設用地の転用）	2	0.1
農地法第３条の３の届出 （相続等での農地の取得）	40	21.2
農地第18条第６項の解約通知	63	20.7

農業用免税軽油の申請手続きには、耕作証明書の提出が必要になります

軽油引取税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、及び農業用機械の販売証明書（新規申請又は機械の追加がある場合）等を持参のうえ、洲本県税事務所　課税第２課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記の連絡先へお問合せください。

お問合せ先

洲本県税事務所　課税第２課
☎0799-26-2030

富田林市・洲本市農業委員会姉妹交流事業

８月４日㈫神戸市のひょうご共済会館において、富田林市農業委員会と本市農業委員会の役員会を開催しました。

役員会では、前年度の事業報告、決算報告と今年度の事業計画案や予算案、今後の交流計画や地域の課題等について話し合われました。

この姉妹交流は、全国農業新聞に洲本市農業委員の記事が掲載され、その記事を見た富田林市農業委員がきっかけで両市の農業委員会が交流に至った経緯があります。

昭和54年に洲本市民会館で姉妹交流の調印式を行い、約47年間交流が続いております。



洲本市農地情報登録制度について

就農希望者や規模拡大を目指す担い手の農地利用の促進を図るとともに、農地の有効活用と遊休農地の発生防止と解消を図ることにより、本市農業の持続的発展と農村環境の維持保全を目的とした制度です。

農地の拡大を希望する方が、農地情報に登録し、耕作・管理できなくなった農地の所有者に対して広く情報提供することで、農地の貸借・売買を促進します。

農地の受け手（農地を借りたい・買いたい人）の希望者を募り、その受け手の方がある程度確保出来てからホームページ等でお知らせしたいと考えております。農地を貸したい方の情報登録ではありませんので、ご了承ください。



【農業委員会全体研修会の開催】

５月19日㈫市役所本庁舎において、農業委員と農地利用最適化推進委員の方に対して、農業施策の課題となっている下記のテーマを中心に研修会を開催しました。

研修内容　**「担い手不足解消の事例について」**
「農地集約集積・遊休農地の支援策について」

農家の皆さん　読んでみませんか！

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する農業に関する総合専門紙です。地域の元気で特徴ある話題や地域独自のイベント情報も発信しています。

購読料　新聞本紙　月額900円
電子版　月額700円

- 毎週金曜日発行　B３版８-10頁建
- 発行所：全国農業会議所

農業者年金に加入しませんか！

農業者年金の６つの特徴とメリット

- ○農業者なら広く加入できる
- ○積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ○通常加入の場合、保険料は自由に決められる
- ○終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ○税制面の優遇措置が大きい
- ○一定の要件を満たすと保険料の国庫補助がある

農業委員会では毎月

月末　**申請等の提出締切日**
（その日が休日の場合は、翌開庁日）

10日　**農事相談**（地元農業委員を通じて予約）
（その日が休日の場合は、直前の開庁日）

22日　**定例農業委員会開催日**
（その日が休日の場合は、直前の開庁日）

洲本市農業委員会

〒656-8686　洲本市本町三丁目４番10号
洲本市役所　本庁舎３階　１番窓口
TEL ０７９９−２４−７６２８（直通）
FAX ０７９９−２５−３５９０
ホームページ　https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/
メールアドレス　noui@city.sumoto.lg.jp